

秋田市公告

秋田県知事から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に関する図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和6年9月27日

秋田市長 穂 積 志

1 都市計画の種類および名称

秋田都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課